

保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)改正について

現行	改正後
<p><b>Ⅱ. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</b></p> <p>Ⅱ-2 財務の健全性</p> <p>Ⅱ-2-6 保険引受リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-2-6-2 主な着眼点</p> <p>「総合指針Ⅱ-2-8-2-2 &lt;保険引受リスク管理態勢&gt; 主な着眼点」に準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅱ-2-8 流動性リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-2-8-2 主な着眼点</p> <p>「総合指針Ⅱ-2-8-4-2 &lt;流動性リスク管理態勢&gt; 主な着眼点」に準じて取扱うものとする。</p>	<p><b>Ⅱ. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</b></p> <p>Ⅱ-2 財務の健全性</p> <p>Ⅱ-2-6 保険引受リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-2-6-2 主な着眼点</p> <p>「総合指針Ⅱ-2-6-4-2 &lt;保険引受リスク管理態勢&gt; 主な着眼点」に準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅱ-2-8 流動性リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-2-8-2 主な着眼点</p> <p>「総合指針Ⅱ-2-6-7-2 &lt;流動性リスク管理態勢&gt; 主な着眼点」に準じて取扱うものとする。</p>